



株式会社

東北テクノアーチ

TOHOKU TECHNO ARCH

大学技術活用が進め方

－ 技術移転サービスの紹介 －

株式会社 東北テクノアーチ 2021年12月1日発行

「産」と「学」をつなぐ架け橋

Leading you to
Successful Industrialization

企業の事業に最適なスキームを、柔軟に提案します

事業形態に応じて適切な契約条件を提案します

知的財産の活用形態は一様ではなく、ある事業にはベストスキームな契約が、別の事業には全く適さないということもあります。このような事情を鑑み、東北テクノアーチでは企業の事業形態をよく理解し、フォーマットにとらわれない契約条件の提案が可能です。一例として、権利の独占、非独占、ライセンス分野等のパラメータの調整、実施料支払い方法の調整等を柔軟に対応しています。

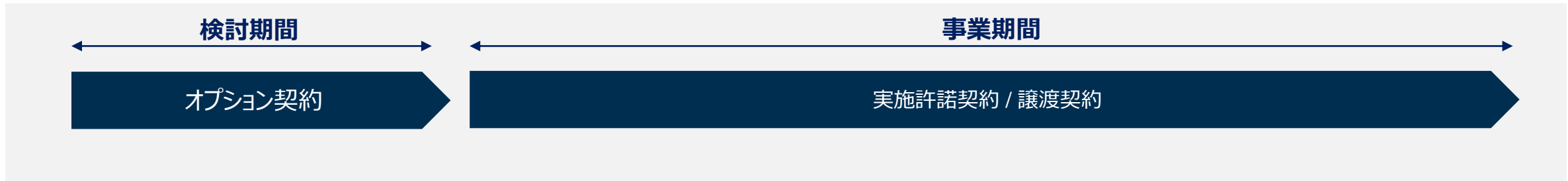
		概要	お支払い例
譲渡		知財を譲渡する	<ul style="list-style-type: none"> 一括金 Running Royalty (売上*x%) 最低実施料 定額実施料 等
実施許諾	独占	独占的な実施権を付与する	
	非独占	非独占的な実施権を付与する	
オプション	独占	<ul style="list-style-type: none"> 大学から技術情報の開示 契約期間中、他社に独占的、非独占的問わず権利を許諾しない 可能な範囲での発明者からの技術コンサルティング 	一括金 等
	非独占	<ul style="list-style-type: none"> 大学から技術情報の開示 契約期間中、他社に独占的な権利を許諾しない 可能な範囲での発明者からの技術コンサルティング 	

*上記は参考情報であり、いかなるケースでも上記の契約形態をお約束するものではありません。

検討段階から製品化に至るまで、ワンストップでサポートします

事業化に当たる第一歩としてのオプション契約

企業にとって、大学の技術活用には十分な事業性の検討が必要です。一方で、大学の技術は基本的に對外発表されることになり、多くの企業が一つの技術に興味をもつケースが見られます。この場合、真っ先に事業化検討を終え、大学と独占的な契約を締結した企業以外は、当該技術を活用する機会を逸することになります。オプション契約を締結することで、技術が他社に独占されることを防ぎ、十分な事業化検討を行うことができます。一方で、必ずしもオプション契約の期間を経ずに最初から実施許諾契約に至るケースもあり得ます。



追加課題の解決のための共同研究等

大学発技術の事業化検討の結果、製品化に際してさらに解決すべき技術課題が見つかることもあります。この場合、製品化をあきらめるのではなく、共同研究等によって当該課題の解決を提案します。この共同研究等によってさらに発生した知財を、パッケージとしてお渡しすることで、さらに確度の高い事業化へと貢献します。大学には広範な分野のエキスパートがおり、場合によっては異分野共同での開発活動を提案可能です。



Leading you to Successful Industrialization



お問い合わせ

<https://www.t-technoarch.co.jp/contact.html>



発明案件を随時更新中

<https://www.t-technoarch.co.jp/anken.php>



LinkedIn ページをフォロー

<https://www.linkedin.com/company/tohoku-techno-arch>

